

浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、物価・エネルギー価格高騰の影響を強く受けている市内中小企業等の負担軽減と、運輸部門及びサプライチェーンの脱炭素化の両立を目的として、電気自動車等の導入を行う市内の中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 「軽自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当するもののうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車をいう。
- (3) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。ただし、第5号に規定する事業用自動車は除く。
- (4) 「燃料電池自動車」とは、四輪以上であって、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、第5号に規定する事業用自動車は除く。
- (5) 「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車をいう。
- (6) 「CEV補助金」とは、経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (7) 「使用の本拠の位置」とは、道路運送車両法施行規則第35条の4第4号に規定する使用の本拠の位置をいう。
- (8) 「初度登録」とは、道路運送車両法施行規則第35条の3第19号に規定する初度登録年月（軽自動車にあつては、初度検査年月）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第4条に規定する補助対象事業者が、CEV補助金の対象となる電気自動車又は燃料電池自動車について、自家用車とし

て市内自動車小売業者等から直接購入する事業とする。

2 前項に規定する自家用車のうち、下記のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

ア 自家用自動車有償貸付事業（レンタカー）や他者への貸与の目的で使用されるもの

イ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両のうち、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるもの

ウ 割賦払い（ローン）やリース方式で契約されたもの

（補助対象事業者）

第4条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に本店所在地若しくは住所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主であって、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人

（補助金交付の要件）

第5条 補助対象事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

（1）補助対象自動車における自動車検査証上の所有者であり、かつ、使用者であること。

（2）市税を完納していること

（3）本社が市外の者にあつては、法人市民税を本市に納めていること。

（4）納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

（5）申請日時点において、浜松市内に立地する事業所にて、1年以上事業活動を行っていること

（6）次のアからオのいずれかに該当しないこと

ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

オ 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車又は燃料電池自動車の本体の購入に係る経費であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したものであること
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であり、使用の本拠の位置を市内に置く車両であるもの
- (3) 補助申請日時点において、CEV補助金の対象車両として登録されているもの
- (4) 補助対象自動車の新規登録日又は購入代金の支払手続完了日のいずれか遅い日が令和8年1月1日から令和9年1月31日であること

ただし、支払手続完了日が令和8年1月1日以降であっても、新規登録日が令和8年1月1日より前である場合は対象外とする

- 2 前項に規定する補助対象経費においては、車両の購入経費のうち架装等を除く車両本体に掛かる経費のみとし、一事業者における申請台数は、電気自動車においては5台を上限とし、燃料電池自動車においては1台を上限とする。ただし、常時雇用する従業員の数を超過しないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金額は別表1に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業に対し国が交付する補助金及び本補助金の額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国が交付する補助金の額を除いた金額を上限に、補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、交付の申請は補助事業者が行うものとする。

- 2 申請者は、申請書提出の手続き（以下「提出手続き」という。）を第三者（以下「手続き代行者」という。）に委任することができる。
- 3 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、前条に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。
- 4 提出手続きを委任された手続き代行者は、提出手続きを行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

(不備書類の扱い)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書等に不備があった場合、申請者に対し、書類の不備を是正するように指示することができるものとする。

(調査)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受理した後、必要に応じて申請者の同意を得た上で現地調査をすることができる。

(交付の決定)

第11条 市長は、第8条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順に申請内容に不備がないことを確認の上、受付する。申請内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付額の総額が、予算の範囲を超えたときは、申請の内容を審査した上で、超えた日の申請者で按分を行い、補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付が適当でないとしたときは、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により交付決定通知書の送付を受けた者は、速やかに交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第13条 市長は、交付決定通知書の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合

(2) 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

(3) 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合

(4) 第10条に規定する現地調査を正当な理由なく拒んだ場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、返還命令書（第6号様式）により返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。

4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停

止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第15条 補助金の交付を受けた者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を財産処分届出書（第7号様式）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に基づく届出を受けた場合には、届出者に対し、財産処分承認書（第8号様式）により、その結果を通知するものとする。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る財産の取得日（補助対象自動車の新規登録日）から4年間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、破壊し又は破棄してはならない。
 - 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 市長は、前項に基づく届出を受けた場合には、届出者に対し、財産処分承認書（第8号様式）により、その結果を通知するものとする。
 - 6 市長は、第1項に定める場合を除き、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分した場合には、返還命令書（第6号様式）により、すでに交付された補助金の返還を命ずることができる。
 - 7 前項で規定する返還金の額は、処分する補助対象自動車に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

(協力)

- 第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象事業に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の整備)

- 第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、4年間保存しておかななければならない。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。
- 2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。
 - 3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附則

この要綱は、令和●年●月●日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表1 補助金の額等（第7条関係）

補助対象車両の種類	補助金の額	一台あたりの補助上限額
電気自動車（軽自動車を除く四輪）	CEV 補助金交付額の 1/3 (1,000 円未満切捨。ただし、複数台の 場合は一台ごとに切り捨てる)	40 万円
電気自動車（軽自動車）		20 万円
燃料電池自動車		50 万円

別表2（第8条関係）

No.	提出書類	備考
申請者に関する書類		
1	履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行したもの）	法人の場合のみ
2	開業届又は直近2期分の確定申告書の写し	個人事業主の場合のみ
3	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（写し） ※浜松市から住民税を課税されている者がいない場合は提出不要	
4	申込人（企業等）概要が確認できる資料（パンフレット等）	
5	市区町村税の納税証明書（直近1期分） ※本社所在地の市区町村で発行されたもの ※全ての税目で未納額が無いこと	市外に本社を有する事業者の場合のみ
6	浜松市税の納税証明書（直近1期分） ※全ての税目で未納額が無いこと ※浜松市の法人市民税が課税されていること	市外に本社を有する事業者の場合のみ
7	市内において一年以上事業を継続していることが確認できる資料（会社沿革が確認できる会社資料やWebサイト）	市外に本社を有する事業者の場合のみ
補助対象車両に関する書類		
8	契約書等（写し） ※市内のディーラーや販売店等から購入されたことが確認できること ※補助対象車両の本体価格又は対象設備の導入経費内訳、設置した事業所の住所が確認できること ※割賦払い（ローン）やリース方式の契約でないこと	
9	所有者の氏名・住所が記載されている自動車検査証記録事項（車検証閲覧アプリ等から出力したもの）の写し	
10	支払いを確認できる領収書又は払込金受取書等の写し	
11	補助対象車両の日付入り写真 （全体像が確認できる写真及び車両のナンバープレートが確認できる写真計2枚以上）	
12	CEV補助金以外の国の補助金額が確認できる資料	CEV 補助金以外の国補助事業を申請している場合のみ

13	その他市長が必要と認める資料	
----	----------------	--